（低速走行時側方照射灯）

第44条の２　（略）

２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第23号の技術的な要件（同規則補足第22改訂版の規則5.、6.2.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第23号補足第22改訂版の規則6.2.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第23号補足第22改訂版の規則9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第23号補足第22改訂版の規則5.4.1.の規定は適用しないこととし、協定規則第23号補足第22改訂版の規則5.4.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

３　低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（車幅灯）

第45条　車幅灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添58「車幅灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第20改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第20改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、この場合において、別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表２の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表２の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添58「車幅灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.括弧書、5.2.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用す

（低速走行時側方照射灯）

第44条の２　（略）

２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第23号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則5.、6.2.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第23号補足第20改訂版の規則6.2.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第23号補足第20改訂版の規則9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第23号補足第20改訂版の規則5.4.1.の規定は適用しないこととし、協定規則第23号補足第20改訂版の規則5.4.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

３　低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（車幅灯）

第45条　車幅灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添58「車幅灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、この場合において、別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表２の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表２の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添58「車幅灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.から3.6.、5.1.括弧書、5.2.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用す